

新潟県国民健康保険団体連合会

理事会議事録

令和3年7月20日

自治会館本館301会議室

出席者 理事本人の出席 10名（うち2名リモート）
書面による出席 6名

開会 午後1時30分

開 会 宣 言

星総務課長が開会宣言を行う。

理 事 長 挨拶

【新潟県国民健康保険団体連合会 久住理事長】

開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。

本日は公務ご多忙にも関わらず、理事会にご出席いただき誠にありがとうございます。一部の理事の方からは、リモートで出席いただいております。

さて、政府は6月11日に「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正法」を公布しました。団塊の世代が後期高齢者となり始め、医療費の急増が見込まれる中、一定所得以上の後期高齢者を対象に令和4年度後半から医療費2割負担を導入することや、未就学児までの国保料均等割を5割軽減する措置を4年度から導入し、子育て世帯の経済的負担を緩和すること等を内容としており、本会としましても、今後情報収集を行い、注視してまいります。

昨年度、本会においては、国からの要請により新型コロナウイルス感染症への対応で、資金調達が困難となった保険医療機関等に対する「診療報酬等概算前払」を実施するとともに、県から「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に係る申請受付及び支払事務」を受託し、医療及び介護従事者への慰労金、感染防止対策への支援金支給を迅速かつ確実に実施してまいりました。

また、国の通知に基づき「新型コロナウイルスワクチン接種の住所地外機関での実施に係る費用請求及び支払事務」の開始に伴う作業環境の構築と体制整備を行い、本年4月からワクチン接種の請求支払事務を実施しております。

本年3月に「審査支払機能の在り方に関する検討会」が開催され「審査支払機能に関する改革工程表」が厚労省、支払基金、国保中央会の三者連名で策定・公表されました。システムの改修費用など課題が山積しておりますが、本会の基幹業務である診療報酬、介護報酬等の審査支払業務を、確実に実施するとともに、KDBデータ等を活用した保健事業の支援強化、並びに共同事業の拡大・拡充による保険者事務の負担軽減及び経費軽減に取り組んでまいります。

また、保険者の共同体である立場を十分に認識したうえで、より一層の保険者の負託に応えるため、各種団体と関係を密にし、本県の安定的な国保運営に寄与できるよう、その

責務を果たしていく所存であります。

最後になりましたが、本日の理事会は、令和2年度「事業報告」並びに「各会計決算案」などをご審議いただき、第150回通常総会に提出するものであります。

後ほど、事務局より説明がありますので、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 事

【議長 久住理事長】

それでは、早速ですが進めさせていただきます。

まず、議事に入る前に、本理事会の議事録署名理事の選出についてお諮りいたします。差し支えなければ、私から指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 久住理事長】

「異議なし」の声をいただきましたので、私から指名させていただきます。燕市の鈴木市長さん、弥彦村の小林村長さんのお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案審議に入ります。まず始めに、議決事項の(1)「令和2年度事業報告(案)について」事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

事務局長の石井でございます。本日は、よろしくお願いいたします。

議決事項(1)「令和2年度事業報告(案)について」ご説明いたします。

資料No.1の1ページをお開き下さい。本会は、保険者共同体としての負託にお応えするため、令和2年度においても様々な事業を行ってまいりました。

事業報告は新型コロナウイルス感染症関連業務、続いて7つの重点項目の概要、一般状況の重要部分をご説明させていただきます。

第1「令和2年度に実施した新型コロナウイルス感染症関連業務」でございますが、全て国保中央会を通じ厚労省の依頼により実施したものです。(1)診療報酬等概算前払は、新型コロナ感染症による受診控えなどで資金調達が困難な保険医療機関等に対し資金繰り支援として、11機関に約790万円概算前払いを行いました。後日、診療報酬等から全額精算済でございます。(2)新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に係る申請受付及び支払事務は、医療、介護従事者への慰労金支給及び医療機関、介護施設等での感染拡大防止対策費用に対する支援金支給事業のうち、県からの委託事業として申請受付と支払事務を実施し、実績は2ページになりますが慰労金、支援金合わせ約174億6,600万円支給しました。(3)令和3年度からの新型コロナウイルスワクチン接種にかかる費用請

求・支払事務の開始に向けた準備は、本会は住所地外接種を取扱うとされ、作業環境構築、体制整備を行ったものです。なお、これら3つの業務のシステム改修を含む体制整備等に係る費用は、全額国庫補助金で対応しております。

第2重点事項の主な取組でございます。

1 保険者ニーズを反映した共同事業の円滑な実施は、共同事業は各保険者共回事務の一元的処理による負担軽減、スケールメリットによる経費削減が目的でございます。(4) 柔道整復施術療養費申請書に係る適正化支援事業は療養費適正化等を目的とした新規事業で被保険者へ受傷箇所・理由等を照会し、療養費申請書との整合性の確認を行っております。

(6) その他として、被保険者証の作成、印字及び封入封緘業務、医療費通知書等作成・発送業務等を実施しました。被保険者証、医療費通知書の作成数、療養費適正化事業等の詳細は、事業実施状況として本資料19ページから20ページに記載しておりますので後程ご覧ください。

2 診療報酬明細書等の審査及び支払業務の充実・強化は、審査委員が医学的分野の審査に専念できるようシステムチェック項目の精査、拡充により効率的・効果的な環境構築を行ってまいりました。なお、国保医療費の支払状況は前年度比97.7%、約1,539億円、後期高齢者医療は前年度比96.7%、約2,545億円をお支払いしております。事業実施状況等は、26ページから30ページに記載しております。

3 後期高齢者医療広域連合受託業務の円滑な運営は、診療報酬審査支払業務及び各種業務を受託し、国保と同様に「柔道整復施術療養費申請書に係る適正化支援事業」を開始し、給付適正化と国保保険者との事務統一化を支援しました。事業実施状況は25ページに記載しております。

4 保険者が行う保健事業への支援は、昨年度データヘルス計画の中間評価もあり訪問相談等で保険者との連携強化に努め、保険者個別ニーズに応じた保健事業支援を実施してまいりました。事業実施状況は21ページに記載しております。

5 介護保険関連業務並びに障害者総合支援給付費審査支払等業務の円滑な運営は、介護給付費等は年々増加しておりますが、介護保険審査支払システム等により迅速・確実に審査支払業務を実施し、本会保有の給付実績と医療情報を活用することで、保険者がより効果的に給付適正化事業を実施できるよう支援しました。なお、介護給付費につきましては、コロナの影響をあまり受けず、対前年比+101.7%、約2,311億円をお支払いしております。事業実施状況等は、31ページから34ページに記載しております。

6 オンライン資格確認システムに関する業務への円滑な対応は、市町村から各種ご協力を頂き、医療保険者向け中間サーバーに加入者情報のマスタ登録は終了しておりますが、厚労省から本格運用は10月末との方針が示されております。

7 人材育成の更なる推進及びコンプライアンスの徹底は、様々な研修に参加し職員育成を図るとともに、コンプライアンス委員会を適時開催し、意識徹底を図り、また、機微な個人情報を取扱っており、個人情報保護マネジメントシステムに則った定期研修等で個人情報保護の重要性を確認し、徹底しました。

第3 一般状況でございます。7ページをご覧ください。(2)被保険者数は令和2年3月末と比較し4,472人減の468,535人となっております。年齢到達による後期高齢者制度への移行が主な要因ですが、今後、短時間労働者の社会保険適用拡大が予定されておりますので減少傾向は継続すると想定されます。

6 国民健康保険事業改善強化運動の推進でございます。

(1) 国保制度改善強化全国大会は制度改善を目的に全国知事会、市長会、町村会等の地方6団体等と共催で毎年開催しているもので、昨年は11月13日に開催され、囲みの10項目の決議を行い、大会終了後、衆参13名の本県選出国會議員に対し陳情、要請を行いました。19ページ以降は重点項目でご説明した事業実施状況の詳細でございますが、説明は時間の都合で割愛させていただきますので後程ご確認下さい。以上で簡単ではございますが「令和2年度の事業報告」について説明を終わります。

【議長 久住理事長】

只今、事務局から説明のありました議決事項(1)につきまして、ご質問がございましたらお願いします。

(質問等なし)

【議長 久住理事長】

ご質問等がないようでありますので、議決事項の(1)「令和2年度 事業報告(案)」につきまして、ご承認いただき、この先に開催される第150回通常総会に提案することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 久住理事長】

「異議なし」の声をいただきました。それでは異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。有難うございました。次に、議決事項の(2)「令和2年度 各会計歳入歳出決算(案)について」、議決事項の(3)「令和2年度 財産目録(案)について」一括して事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

議決事項(2)「令和2年度各会計歳入歳出決算(案)」でございますが、総会議案となる決算書である資料No.2-1ではなく、補足資料として要約したNo.2-2をお付けしたので、そちらでご説明します。資料No.2-2の1ページをお開き下さい。

はじめに一般会計でございます。一般会計は保険者からの会費として頂戴している第一種負担金が主な財源で会務運営費、保険者保健事業を支援する保健事業費を計上し管理している会計でございます。予算現額①は約214億1,700万円と大きな額ですが、例年の予算規模は約4億円ほどでございます。事業報告で説明いたしました「新型コロナ緊急包括支援事業」の補正予算に約210億円計上した為でございます。収入済額②は約17

9億4,900万円、支出済額③は約177億5,500万円、「予算現額との比較」欄ですが、上段は予算現額と収入済額との差額約34億6,700万円マイナスとなっております。下段が予算現額と支出済額の差額、約36億6,200万円予算残となり、その右欄は収入・支出の執行率で双方約83%となっております。

その右欄、収入済額から支出済額を差引いた収入支出差引残額で約1億9,400万円全額翌年度へ繰越しさせていただくものでございます。その下欄の前年度比較は前年度、つまり令和元年度の収支差引残額と比較した金額を参考に記載したものであり、令和2年度実質剰余金をお示しするものであります。収支としては、約3,600万円の黒字となっております。一般会計の2年度は収支黒字となりましたが、主財源である第一種負担金収入は被保険者数減少により減収が続くと予測され、当該繰越金を充当しながら3年度以降も運営して参ります。

一番右欄は予算との比較・増減の主な要因並びに取扱状況です。歳入約34億6,700万円、マイナスは(2)県支出金で先程説明した新型コロナ緊急包括支援事業費の見込過大によるもので、県補正額と同額を予算計上しましたが見込みほど申請が伸びなかったものでございます。歳出は約36億6,200万円予算残となりましたが、要因は歳入と同様に(2)の新型コロナ緊急包括支援事業費の見込過大での予算残であります。

また、(4)予備費約1億3,600万円の予算残で予備費の充当はなく全額残額となったものであります。予備費は他会計でも一般会計同様に予算残が多くなっております。また、収入支出差引額、つまり翌年度繰入金が多くなっている会計がございますので、その要因と仕組みをご説明させていただきます。資料には記載しておりませんが、主な要因は積立金の仕組みでございます。本会積立金は国の通知及び本会積立金規則の規定により当該年度の積立上限額が定められております。本会積立金のご説明をさせていただきますので、大変恐縮ではございますが、資料No.3「令和2年度財産目録(案)について」をお手元にご用意願います。1ページをお開き下さい。

令和2年度本会積立金に係る財産目録ですが、本会を含めた全国の国保連合会は国から認められた記載の5つの積立金を保有し、一般会計ほか5つの特別会計毎に管理しており、1ページには参考として令和元年度末現在高、2ページの令和2年度増減高の「増」は2年度積立てた金額、「減」は2年度取崩した金額を記載しており、その増減後の残高を令和2年度末現在高として記載しております。

初めに、一番上段の「財政調整基金積立資産」でございますが、これは不測の事態に備え保有する積立金ですが、積立額上限は各特別会計の手数料収入の合計額の10%を超えて保有してはならないとされており、当該年度の剰余額に応じた積み増しはできず、洗替方式で積み立てしております。従いまして、毎年度の積立額及び保有額は、手数料収入の10%を超えない範囲で保有、推移することになります。

その下の「減価償却引当資産」でございますが、これは現に保有する電算処理システム等の固定資産の更改費用として積み立てております。自治体の公営企業会計では、この減価償却引当資産という積立金を保有している場合もあろうかと思えます。この積立金も、当該年度末に保有する固定資産について定額法に基づく耐用年数に応じて算出した当該年度の減価償却費相当額を積立額の上限とされております。

次の「電算処理システム導入作業経費積立資産」は、現に使用する電算処理システム等

の更改時の導入作業に要する費用として積み立てております。この積立金は次回更改年度までの年数に応じて等分した金額を積立額の上限とされており、次の「ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産」は、ICTやAIを活用したコンピュータチェックの導入等による審査支払業務等の更なる高度化・効率化への取組みに充てる費用として積み立てるものです。現在、積み立ては行っておりませんが、この積立金も財調と取扱は概ね同様で当該年度の手数料収入の30%を超えて保有してはならないと規程されております。

最後の「退職給付引当資産」は役職員の退職手当金に充てるための費用として積み立てるものです。積立額は当該年度以降の5年以内に退職が見込まれる者に支給する退職手当支給額合計の5分の1を超えてはならないとされており、定年退職者の退職金を退職年度までの5年間で積み立てていく方式となっております。改めて資料No.2-2の2ページをご覧ください。

今ほど説明させていただいたとおり、本会積立金は国の通知等に基づき積立上限が定められており、当該年度で上限額を超えない範囲で積立を行った後の金額が記載の「収入支出差引残」となります。当該差引額を翌年度に繰越し、翌年度予算の歳入では「繰越金」、歳出では「予備費」等として計上する方式が国保連合会会計の特徴であり、予備費の予算計上額が大きくなり、大きな予算残額も継続的に存在しているものとなっております。

続きまして1ページ下段の「診療報酬審査支払特別会計の業務勘定」でございます。この会計は国保の診療報酬審査支払業務・共同事務処理等の事務費勘定で、主な財源は保険者から頂くレセプトの審査支払手数料・共同電算処理手数料等でございます。

予算現額約14億9,400万円に対し、収入済額約13億9,400万円、支出済額は約10億3,900万円、収支差引残額約3億5,500万円は翌年度繰越しさせていただきます。前年度比較でマイナス1,900万円の収支赤字となっております。

国保被保険者の減少、レセプト取扱件数減少により経常的な赤字会計で、加えて2年度はコロナ禍での受診控えにより手数料収入が対前年度比7.4%減、4,300万円減収となりました。このように赤字となる会計は繰越金を充当させていただき、極力保険者さんへのご負担をお掛けしないよう運営しているところでございます。

右枠の「予算との比較」でございますが、歳入は約1億円収入減で主な要因は(1)手数料で被保険者数の減少、新型コロナの影響等によりレセプト取扱件数が減少し各種手数料の合計で約5,600万円マイナスと、(3)繰入金でシステム機器更改費用に充てるため減価償却引当資産取崩しを予定し計上してはいたしましたが、国保中央会でクラウド環境移行に伴い不用となったものでございます。

歳出の約4億5,500万円予算残の主な要因は、(1)総務費の審査支払管理費の人件費約2,500万円は昨年度の県人事委員会勧告による賞与減額改定と育児休業者3名による執行残となったこと、公課費は消費税納税額が見込みより少なくなったことにより約1,400万円残が生じております。

また、次の共同電算処理事業管理料でございますが、歳入でご説明した中央会システムのクラウド環境移行により、委託料、備品購入費が不用となり約6,700万円ほど残となっております。(5)予備費充当はございませんでしたので全額残額となっております。

続いて3ページをご覧ください。上段には診療報酬審査支払特別会計の各種支払勘定の決

算状況です。支払勘定は、診療報酬、介護給付費など保険者さんから頂いた額をそのまま全額、医療機関、介護事業所等へお支払いする勘定でいわゆる受払勘定でございますので、基本的に収支差引残額は生じない勘定となります。

但し、2段目の「公費負担医療に関する診療報酬支払勘定」において収支差引残額378万円ほど生じております。これは前期高齢者の一部負担金特例軽減措置に係る費用、いわゆる指定公費負担医療分です。制度終了しておりますが月遅れ取扱分でございます。概算で国庫補助金の交付を受け、そこから毎月支払い、残額を翌年度に繰越し全額国庫へ返還するものでございます。その他の支払勘定は、収支差引残額は生じませんので説明は省略させていただきます。

続きまして中段の後期高齢者医療事業関係業務特別会計の業務勘定です。この会計は後期高齢者医療の診療報酬審査支払業務・広域連合からの受託業務等の事務費勘定で、主な財源は広域連合から頂く審査支払手数料・電算処理手数料でございます。

予算現額約13億8,800万円に対し、収入済額約12億8,400万円、支出済額約11億6,600万円、収支差引残約1億1,700万円は全額翌年度へ繰越しさせていただきます。前年度比較で約4,200万円マイナスの収支赤字となりました。

また、国保同様2年度はコロナ禍での受診控えによる手数料収入が対前年度比で5.1%減、約4,600万円減収となりました。「予算との比較」ですが、歳入は約1億400万円減、主な要因としては(1)手数料となります。新型コロナ等の影響等により約4,600万円マイナスとなり、(2)繰入金为国保特別会計同様にシステム機器更改費用に充てる予定が国保中央会でクラウド環境移行により減価償却引当資産取崩しが不用となったものでございます。

歳出の約2億2,200万円残は、(1)総務費の審査支払管理費で国保と同様に県人事委員会勧告による減額改定、育児休業者2名、年度途中退職者1名による人件費残、また、消費税納税額が少額となったことによる公課費の残、代行等共同電算手数料はシステム機器更改に係るクラウド環境移行による委託料・備品購入費の残となります。また、(4)予備費充当はございませんでしたので、全額残額となりました。

介護保険事業関係業務特別会計の業務勘定でございますが、この会計は介護給付費等の審査支払業務の事務費勘定で主な財源は市町村さんから頂く審査支払手数料でございます。予算現額約3億3,000万円に対し収入済額約3億2,300万円、支出済額約2億円、収支差引残約1億2,200万円は翌年度繰越しさせていただきます。前年度比較約2,100万円プラスの収支黒字となっております。

介護保険は若干の新型コロナによる手数料減収の影響を受けましたが、例年1.5%~2.5%程度の取扱件数が増加し、増収となっていることから黒字となっております。「予算との比較」でございますが、歳入は約620万円マイナスとなり、(1)手数料での新型コロナ等の影響等によるマイナスでございます。

歳出は約1億2,900万円予算残となりましたが、主な要因として(1)総務費の審査支払管理費は、県人事委員会勧告による減額改定、システム機器の更改費用が安価に抑えられたことによる備品購入費残でございます。(3)予備費充当はございませんでしたので全額残額となっております。

続きまして障害者総合支援法関係業務特別会計業務勘定でございます。この会計は、障

害者介護給費等の審査支払業務の事務費勘定で、主な財源は市町村から頂く審査支払手数料でございます。予算現額約7,900万円に対し収入済額約7,600万円、支出済額6,400万円となり、収支差引残約1,100万円翌年度繰越しさせていただきます。前年度比較392万円マイナスの収支赤字となりました。

「予算との比較」でございますが、歳入は(1)手数料で約300万円マイナスとなりましたが、新型コロナの影響を若干受けマイナス150万円、予算積算時の取扱件数見込みとの差異により約150万円、併せて300万円となっております。歳出は、1,400万円の予算残となり、(3)予備費で充当はございませんでしたので、全額残金となっております。

続きまして、特定健診診査・特定保健指導等事業特別会計の業務勘定でございますが、この会計は特定健診費用等の費用決済業務の事務費勘定で、主な財源は国保保険者、広域連合から頂く事務手数料でございます。予算現額約1億5,300万円に対し、収入済額、支出済額とも約1億700万円で、収支差引残額828円でございます。

この会計はほぼ収支同額、収支差引残もほぼありませんが、例年赤字会計で繰越金もございませんでしたので、一般会計より不足分を繰入れて運営しておりますので収支同額となっております。

令和2年度は約1,500万円を繰入れしております。「予算との比較」でございますが、歳入は約4,600万円マイナスとなりましたが、(1)手数料で新型コロナの影響で約2,300万円マイナスとなっております。この会計は新型コロナの影響をより顕著に受けており、資料への記載はございませんが、特定健診への受診控えによる手数料収入が対前年比で20.4%、実額で約2,100万円減収となりました。

歳出は、約4,600万円予算残となりましたが、主な要因は(1)総務費の委託料です。新型コロナの影響による取扱件数の減少により、処理件数単価で支払っている委託料支出が減少したこと、(2)積立金は令和元年度に更新したシステム機器費用が見込みより安価となり、2年度の減価償却引当資産積立額も縮小したもので約1,800万円予算残となっております。

最後は役職員退職手当特別会計ですが、役職員に係る退職手当金の積立及び支給する会計でございます。退職給付引当資産への積立分で、厚労省通知に基づき歳入で各会計から他会計繰入金として3,639万円繰入れし、歳出で同額を退職給付引当資産へ積立し、退職給付引当資産から取崩し歳入として4,223万円繰入れ、歳出で同額を退職者3名に退職金として支給しました。

以上、令和2年度決算額合計は予算現額7,587億1,583万6,000円に対しまして、収入済額7,080億7,607万1,847円、支出済額7,072億7,066万165円、収支差引残額8億541万1,682円となり、全額翌年度に繰越しをさせていただきます。なお、令和元年度末繰越額に対し759万9,832円減額となっております。

続きまして、議決事項(3)「令和元年度財産目録(案)について」ご説明します。先程、各資産の概要はご説明させていただきましたが、積立金額のご説明をさせていただきます。

資料No.3の1ページをお開き下さい。先程決算で概要についてご説明させていただきましたので合計額をご説明します。一番下段の合計額をご覧下さい。令和元年度末残高23億2,383万5,071円に対し、令和2年度積立額4億5,366万2,284円、取崩

額3億2,827万9,146円、結果、令和2年度末現在高は24億4,921万8,209円となり、前年度比較で約1億2,500万増額となっております。増額理由は大きなシステム更改がなく、減価償却引当資産、電算処理システム導入作業経費積立資産の大きな取崩しがなかったことから、積立ができたこととあります。当該積立資産は第四北越銀行の新潟支店・本店・県庁支店の決済用預金にてそれぞれ記載の金額のとおり管理しております。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

【議長 久住理事長】

ここで、本日は監事の方からウェブでご出席いただいておりますので、監査結果のご報告をお願いします。

【監事 関口十日町市長】

監事の関口でございます。それでは監査報告をさせていただきます。

資料No.4-1の1ページをご覧ください。令和2年度新潟県国民健康保険団体連合会事業報告及び一般会計、各特別会計歳入歳出決算並びに財産管理状況につきまして、令和3年6月28日、関係者から説明を聴取するとともに、関係帳簿、並びに証拠書類に基づいて監査を行った結果、いずれも適正かつ正確に処理されていたことをここに報告いたします。

【議長 久住理事長】

次に事務局から「会計検査報告」並びに「令和2年度決算における実費弁償判定結果について」報告をお願いします。

【事務局 石井事務局長】

続きまして、「会計検査報告」をいたします。資料No.4-1の2ページをご覧ください。令和2年度財務諸表について、令和3年6月11日、新潟市東区所在の「税理士法人小川会計」から会計検査を行っていただき、財政状態、決算状況を適正に表示していると認められたことをご報告します。

続いて「令和2年度決算における実費弁償判定結果について」ご説明します。本会は法人税法上の公益法人に位置付けられ、審査支払業務は収益事業に該当し剰余が生じた場合は法人税課税対象となります。剰余が生じた場合は翌年度手数料から控除し、実費弁償判定結果を税務署に届出ることにより法人税が非課税とされます。令和2年度の実費弁償判定結果は2ページに記載しておりますのでご覧ください。

5つの収益事業会計の①欄「単式会計当期決算収支差引残額」は先程2年度決算で説明した各会計収支差引残高でございます。その右の②欄は「前期繰越額」ですが、収支差引残額に含まれている前年度からの繰越額で、①から②を引くことで③欄の単式会計の実質収支となります。③の額に対し④～⑦の複式簿記上の考え方、法人税法の取り決めに基づく加算、減算により最終的な⑧実費弁償判定となります。介護保険特別会計で約1,700万円剰余が生じていますが、その他会計で赤字収支となっており、全体で約5,498万円の赤字判定となりました。

令和2年度決算での実費弁償判定の結果、収益事業5会計分の合計額がマイナスで剰余は生じなかったので手数料から控除はないこと、併せて当該判定結果を新潟税務署へ提出することをご報告いたします。なお、この当該判定は外部検査を依頼している税理士法人小川会計からも検査を受け適正である旨の報告を頂いております。以上で報告を終わります。

【議長 久住理事長】

有難うございました。只今、事務局の説明と監査報告が終わりましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

(質問等なし)

【議長 久住理事長】

ご質問等がないようでありますので、議決事項の(2)「令和2年度 各会計歳入歳出決算(案)について」、(3)「令和2年度 財産目録(案)について」の2議題につきまして、ご承認をいただき、通常総会に提案することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 久住理事長】

「異議なし」の声をいただきました。異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。有難うございました。次に、議決事項の(4)「令和3年度各会計歳入歳出予算の補正(案)について」事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

議決事項(4)「令和3年度各会計歳入歳出予算の補正(案)について」ご説明します。資料No.5の1ページをお開き下さい。総括表にてご説明いたします。一般会計歳入歳出予算の第一次補正、診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算の第二次補正並びにご覧の4つの特別会計業務勘定の第一次補正をお願いするものでございます。

補正内容は2点で、1点目は令和2年度決算確定に伴い3年度予算の繰越金、予備費を調整する補正をお願いするものでございます。なお、表中中段の診療報酬審査支払特別会計公費負担医療に関する支払勘定の8万8千円の減額補正は、3年度予算の繰越金減額補正ですが、2年度に国庫補助の概算交付を受けた指定公費残額で3年度に繰越し全額国庫へ返還するものでございます。

2点目は令和2年度決算に伴い消費税額も確定し見込みより増額となり5つの特別会計で増額補正をお願いするものでございます。備考欄「公課費」は消費税で本会も課税収入が1,000万円を超えるため、毎年税務署へ確定申告により納税しております。見込み額より増額となった理由は消費税率変更と、機器更改等の大きな課税支出が無く仕入控除額が大幅に減少したことであります。以上で説明を終わります。

【議長 久住理事長】

只今、事務局から説明のありました議決事項の（４）につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

（質問等なし）

【議長 久住理事長】

ご質問等がないようでありますので、議決事項の（４）「令和３年度各会計歳入歳出予算の補正（案）について」につきまして、ご承認をいただき、通常総会に提出することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

【議長 久住理事長】

「異議なし」の声をいただきました。異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。有難うございました。次に、議決事項の（５）「次期国保総合システム更改等に係る国庫補助獲得のための要請活動（案）について」事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

議決事項（５）「次期国保総合システム更改に係る国庫補助獲得のための要請活動（案）」をご説明します。資料No.6の1ページをお開き下さい。

国保総合システムは全国の国保連合会、保険者で運用されている国保基幹システムですが、令和５年度末にハードウェア保守期限切れによりシステム更新の必要があります。この状況で、政府の「規制改革実施計画」の指摘を受けた「厚労省の検討会」で本年３月改革工程表が策定され、この改革工程表に基づき厚労省の主導、参画のもとデジタル庁とも連携し更改を実施することとなりました。

しかし、支払基金システムとの整合性確保、クラウドリフト等の実現など国の方針に基づき更改すると全国国保連合会で準備している財源を全額充てても令和４年度、５年度合計で百数十億円不足額が生じる見込みが判明しました。この不足分を保険者負担とさせないため国庫補助を獲得すべく、事業報告でご説明した「国保制度改善強化全国大会」での要望に反映するための本県からの国保制度改善強化に係る要望として提出することをご了承いただきたいものです。

なお、このことについて国保中央会は地方６団体に対し、各団体から国への要望事項として取り上げてもらう旨の協力要請を行い、本会も５月中に本県地方６団体事務局に各団体の要請として取り上げてもらうよう申し入れを行っております。以上説明を終わります。

【議長 久住理事長】

只今、事務局から説明のありました議決事項の（５）につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

（質問等なし）

【議長 久住理事長】

ご質問等がないようでありますので、議決事項の（５）「次期国保総合システム更改等に係る国庫補助獲得のための要請活動（案）について」につきまして、ご承認をいただき、通常総会に提出することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

【議長 久住理事長】

「異議なし」の声をいただきました。異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。有難うございました。次に、議決事項の（６）「役員の改選（案）について」事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

議決事項（６）「役員の改選について」ご説明します。資料No.7の1ページをご覧下さい。令和3年7月31日をもって役員任期満了に伴う役員改選でございます。本会役員選任規程により県市長会、県町村会並びに国保組合協議会に推薦依頼をさせて頂き、ご覧の皆様をご推薦頂きましたのでご報告いたします。ご審議のほどよろしく願います。

【議長 久住理事長】

只今、事務局から説明のありました議決事項の（６）につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

（質問等なし）

【議長 久住理事長】

ご質問等ないようでありますので、議決事項の（６）「役員の改選（案）について」原案どおり承認いただき、通常総会に提出することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

【議長 久住理事長】

有難うございます。異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。次に、議決事項の（７）「第150回 通常総会並びに理事会開催日程（案）について」事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

議決事項（７）「第150回通常総会」及び「理事会」の開催日程（案）でございます。資料No.8の1ページをご覧ください。第150回通常総会を7月29日（木）午後1時30分から興和ビル10階「大会議室」において、本日協議いただいた案件をご協議いただきたく開催するものであります。総会終了後、役員改選に伴う新理事による理事長、副理事長及び常務理事の互選を行うため理事会を開催するものです。以上で説明を終わります。

【議長 久住理事長】

只今、事務局から説明のありました議決事項の（７）につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

（質問等なし）

【議長 久住理事長】

ご質問等ないようでありますので、議決事項の（７）「第150回 通常総会並びに理事会開催日程（案）について」原案どおり開催することで、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

【議長 久住理事長】

有難うございました。それでは原案のとおり決定いたします。続きまして、報告承認事項に入ります。報告承認事項の（１）「規則の一部改正について」事務局の説明を求めます。

【事務局長 石井事務局長】

報告承認事項（１）「規則の一部改正について」をご説明します。資料No.9の1ページをお開き下さい。令和3年3月24日理事長より専決処分として決裁いただいた案件の報告です。

新規事業開始等に伴うものとして、ワクチン接種費用の請求支払事務取扱に伴う会計経理規則の一部改正です。規則見直しに伴うものとして、財務規則以下記載の規則の一部改正でございます。詳細は2ページから17ページに記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。

【議長 久住理事長】

只今、事務局から説明のありました報告承認事項の（１）につきまして、ご質問がございましたらお願いします。

（質問等なし）

【議長 久住理事長】

ご質問等がないようでありますので、説明のとおりご承認いただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 久住理事長】

有難うございました。次に、報告承認事項の(2)「令和2年度 各会計歳入歳出予算の補正について」事務局の説明を求めます。

【事務局長 石井事務局長】

報告承認事項(2)「令和2年度各会計歳入歳出予算の補正」をご説明します。資料No.10の1ページをご覧下さい。こちらも令和3年3月24日理事長より専決処分として決裁いただいた案件の報告、役員退職手当特別会計の第二次補正ですが、退職者が新たに生じたことによる補正でございます。以上で説明を終わります。

【議長 久住理事長】

只今、事務局から説明のありました報告承認事項の(2)につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

(質問等なし)

【議長 久住理事長】

ご質問等がないようでありますので、原案どおりにご承認いただき、通常総会に報告したいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 久住理事長】

有難うございました。次に、報告承認事項の(3)「令和3年度各会計歳入歳出予算の補正について」事務局の説明を求めます。

【事務局長 石井事務局長】

報告承認事項(3)「令和3年度各会計歳入歳出予算の補正」をご説明します。こちらも令和3年3月24日理事長より専決処分として決裁いただいた案件の報告でございます。資料No.11の1ページをお開き下さい。

診療報酬審査支払特別会計の歳入歳出予算第一次補正です。これは「新型コロナウイルスワクチン接種費用の請求支払事業受託」に伴う業務勘定の手数料増額、支払勘定のワクチン接種費用の受入金、支出金の補正でございます。以上で説明を終わります。

【議長 久住理事長】

只今、事務局から説明のありました報告承認事項の(3)につきまして、ご質問がございましたらお願いします。

(質問等なし)

【議長 久住理事長】

ご質問等がないようでありますので、原案どおりにご承認いただき、通常総会に報告したいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 久住理事長】

有難うございました。続きまして、「その他」となりますが、事務局から何かありますでしょうか。

【事務局長 石井事務局長】

特にございません。

【議長 久住理事長】

特にないようでありますので、以上をもちまして、本日、提出された議案の審議がすべて終了いたしました。折角の機会でございますので、皆さんから他に何がございましたらお願いいたします。

(特になし)

【議長 久住理事長】

新システムに改修ということで、当初、このままでは新潟にもかなりの金額負担が発生してしまうという話が参りましたが、国の政策にも関わらず私共が負担するのはおかしいということで拒んだところ、先程報告があったとおり全会で国に対して要望することになったようであります。今後、いい方向に進んでいけばと思っております。

それでは、特にないようでありますので、以上をもちまして、議事を終了いたします。皆様のご協力により、本日提案いたしました案件すべてご承認いただきましたことに感謝を申し上げ、議長の責めを終わらせていただきます。

閉会 午後2時30分

ここに会議の顛末を録し署名いたします。

令和 3 年 9 月 22 日

議長

久住 時男



令和 3 年 8 月 31 日

署名理事

鈴木 不

力



令和 3 年 9 月 9 日

署名理事

小林 豊彦



